

第4章 実現化方策

1

都市計画の決定又は変更に向けて

(1) 地域地区等の決定又は変更

現在、山林や農地として利用されており、今後とも都市的土地利用が見込まれない用途地域については、用途地域の変更や解除を視野に入れて協議・調整を進めていきます。ただし、用途地域の解除によって無秩序な開発が進展することのないよう、必要に応じて別途土地利用規制の導入を検討することとします。

一方、用途地域外において既に住宅団地などの開発が進んでいる地域に対しては、土地利用の適正な計画・規制又は居住環境の保全を図ることを目的とした用途地域の指定を進めていきます。

その他、現在の土地利用の実態と用途地域による規制内容とが著しく乖離しているような地域においては、将来土地利用方針を踏まえながら、適切な用途地域へと変更を検討していきます。

(2) 都市計画道路等の決定又は変更

現在未整備のままとなっている都市計画道路に関しては、周辺道路の配置状況や接続状況等を考慮し、さらに土地利用現況及び将来の土地利用方針も踏まえながら、必要に応じてルート、幅員、構造等の見直しを行っていきます。

また、(仮称)臼杵海浜線については、臼杵港からの発生交通量の増加量や周辺道路ネットワークの混雑状況等を踏まえて、整備の必要性、及び整備主体・整備手法を検討し、必要に応じて新たに都市計画決定を行うことも検討していきます。

その他、交通混雑の原因となっている狭隘区間や交差点に関しては、関係機関とも協議を行いつつ、拡幅・改良等推進を働きかけていくこととします。

(3) 都市計画的手法の新規導入

現在、「歴史的環境保全条例」による区域指定が行われている街なかの歴史的町並みに関しては、歴史的建築物の保全及び一体的な景観形成に向け、住民及び関係者の意向を踏まえながら、景観地区や伝統的建造物群保存地区の指定に向けて検討を進めていきます。

また、住民の意向に応じたきめ細かいまちづくりや、地域の実情に応じたまちづくりを実現するため、地区内のまちづくりのルールを定める地区計画制度や建築協定・緑化協定等の導入に努めていくこととします。特に、未整備の都市計画施設のある地域や、生活道路などの都市基盤の不足している地域においては、計画的な建て替えによる道路用地の確保を目的とする地区計画の導入を積極的に進めていくこととします。

その他、現在都市計画区域外となっている地域においても、新たな開発等によって周辺の土地利用や景観等に影響があると判断される場合は、準都市計画区域を活用した土地利用の適正な計画・規制を図ることも検討します。

都市計画の決定又は変更に向けての検討必要事項



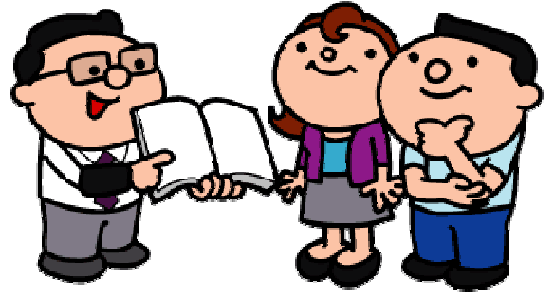
2

住民主体のまちづくりに向けて

(1) 都市計画マスタープラン等の周知

都市計画マスタープランを今後の都市計画、まちづくり全般の指針として理解・活用してもらうため、市役所等で常時閲覧できるようにするだけでなく、パンフレットの配布や市のホームページへの掲載などを通じて計画内容の周知を行います。

また、都市計画をはじめとするまちづくり情報に対して、住民の皆さんにもっと関心を持ってもらえるよう、まちづくりに関する講座や勉強会の開催、インターネットの活用による情報発信などを行います。



(2) 住民のまちづくり参加機会の増大

今回、都市計画マスタープランの策定にあたって開催した「まちづくり市民塾」や「地域別ワークショップ」のように、個別のまちづくりの検討や具体の事業展開においても、委員会やワークショップなど、住民が主体的に参加できる機会の確保・増大に努めていきます。

その他、住民と行政とが一緒にまちづくりを考える場として、今後、歴史や景観などをテーマとしたシンポジウムの開催なども検討していきます。

まちづくり市民塾開催風景



(3) 住民が主体となったまちづくり活動の支援

今後のまちづくりを担う主体として、住民や地域の果たす役割はますます大きくなっていくため、「まちづくり市民塾」のように市民が主体となって検討を進める場を継続的に発展させることを検討していきます。

なお、こうした住民主体のまちづくりには、住民や地域の要望等を取りまとめるリーダー的な存在が不可欠であることから、現在積極的にまちづくりに関わっている方々との交流や連携を通じて、まちづくりリーダーの発掘・育成に努めます。また、伝統文化の継承や少子高齢化対策などをテーマに地域で活動を展開している方々や、企業やNPOなどで地域貢献のために活動されている方々と連携を図りながら、地域のまちづくり活動の支援に努めることとします。

3

計画の実現に向けて

(1) 関係機関との連携・協力

国道・県道等の骨格的な道路整備や港湾整備などに関しては、国・県をはじめとする関係機関と連携・協力しながら、役割分担や計画内容などについて具体的な協議を進めていきます。

また、庁内関係部局との連絡・調整を強化し、都市計画以外の分野も含めた総合的なまちづくりを推進できるよう努めます。

(2) 都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランに基づくまちづくりを進めていくに際しては、定期的に計画内容の適切性について見直しを行っていきます。

また、上位計画である総合計画の改訂や社会経済情勢に大きな変化が生じた場合には、計画全体の見直しについても検討することとします。

